

大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、ホテル等の建築に関し必要な事項を定めることにより、大和市総合計画基本構想に定める都市像の実現に寄与するとともに、青少年の教育環境と良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

【趣旨】

第1条は、本条例の目的について定めている。

【解説】

本条例は、大和市総合計画の基本構想に定める将来都市像である「健康創造都市やまと」の実現に寄与するとともに、青少年の健全な教育・育成環境の保全と、快適で良好な生活環境の保全を図ることを目的に、ホテル等の建築に対し手続きその他必要な事項を定めたものである。

なお、本条例に基づく手続きを進めるにあたっては、関連性の強い「大和市開発事業の手続き及び基準に関する条例（平成19年条例第41号、以下「開発事業条例」という。）」の手続きとの整合を十分に図るとともに、具体的な運用等に関しては、必要に応じて開発事業条例の例を準用するものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項までに規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。
- (2) ラブホテル ホテル等のうち、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩の用に供することを目的とするものであって、次条各号に定める施設の基準に適合しないものをいう。
- (3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号から第15号までに規定する建築（規則で定める増築及び改築を除く。）、大規模の修繕、大規模の模様替又は同法第87条第1項に規定する用途の変更をいう。

【趣旨】

第2条は、本条例における用語の意義について定めている。

【解説】

〔第1号関係〕

「ホテル等」とは、旅館業法に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。

- ・ホテル営業 …洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
- ・旅館営業 …和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
- ・簡易宿所営業…宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの

〔第2号関係〕

「ラブホテル」とは、ホテル等のうち、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩の用に供することを目的とするものであり、第3条に規定する施設の基準について、1つでも適合しないものがある場合は、「ラブホテル」として判断する。

〔第3号関係〕

「建築」とは、建築基準法に規定する建築（大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例施行規則（以下「規則」という。）（第2条参照））で定める増築及び改築を除く。）、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をいう。

- ・建築 …建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること
- ・大規模の修繕 …建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕
- ・大規模の模様替…建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替
- ・用途の変更 …既存の建築物の用途を変更してホテル等とする行為

規 則

(適用除外建築)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める増築及び改築とは、客室、玄関、帳場、フロント、ロビー等、食堂等又は会議室等以外の用に供する部分に係るもので、その床面積の合計が50平方メートル以下のものをいう。

【解説】

増築及び改築に関する緩和規定を定めたものである。

この条例では、客室、玄関、帳場、フロント、ロビー等、食堂等又は会議室等以外の用に供する部分の増築又は改築で、その床面積の合計が50m²以下のものは、「建築」とは取り扱わないものとする。

(施設の基準)

第3条 前条第2号に規定する施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 外部から内部を見通すことができ、客その他の関係者（以下「客等」という。）が自由に入り出しができる玄関を有すること。
- (2) 客等と従業員とが開放的に対面して、受付及び応対のできる帳場又はフロントを有

すること。

- (3) 玄関に近接し、客等が自由に利用することができる規則で定める床面積を有するロビー、応接室又は談話室（以下「ロビー等」という。）を有すること。
 - (4) 客等が自由に利用することができる規則で定める床面積を有する食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する調理室又は配膳室（以下「食堂等」という。）を有すること。
 - (5) 会議又は催物等に使用することができる規則で定める床面積を有する会議室、集会室、大広間又はこれらに類する施設（以下「会議室等」という。）を有すること。
 - (6) 1人用客室（規則で定める床面積を有しないものをいう。）の客室総数（和室を除く。）に対する構成比が、規則で定める割合を有すること。
 - (7) ロビー等、食堂等又は会議室等の施設が存する階ごとに男子用、女子用の区分のある便所を有すること。
 - (8) 車庫又は駐車場から直接客室へ通じる出入口等を有していない構造であること。
 - (9) 個々の客室の出入口に自動車の車庫又は駐車場が接続し、又は接近していない構造であること。
 - (10) 道路から玄関及び駐車場の見通しを妨げる工作物等のない構造であること。
 - (11) 良好的な生活環境を害する恐れのない外観（色彩、照明、形態、看板等）を有すること。
 - (12) 全客室が、客の性的感情を刺激するような装置、照明、内装、特殊構造のベッドその他これに類する設備のない施設であること。
- 2 前項第3号から第5号までに掲げる施設に係る床面積については、業種及び収容人員に相応した模様及び態様のものとしなければならない。

【趣旨】

第3条は、「ラブホテル」に該当するか否かを判断するため、一般的なホテル等に必要な施設の内容に関して基準を定めたものである。

【解説】

第2条第2号の規定に基づき、次の施設の基準について、1つでも適合しないものがある場合は、この条例において「ラブホテル」として判断する。

〔第1項第1号関係〕

「玄関」に関する規定である。玄関は、誰もが開放的に外部から内部を見通すことができ、かつ客等が自由に入り出しができる構造であること。

〔同第2号関係〕

「フロント等」に関する規定である。帳場・フロント等は、壁等で区切られた構造ではなく、客等と従業員とがカウンター等で開放的に対面しながら受付・応対のできる構造であること。

〔同第3号関係〕

「ロビー等」に関する規定である。ロビー等は、玄関に近接し、客等が自由に利用できる構造とし、規則（第3条第1項参照）で定める床面積が確保されていること。なお、ロビー等には、隣接する応接室や談話室等を含むものとする。

また、同条第2項の規定により、面積の算定に当たっては、単なる空き部屋やデットスペース等を当該算定の基となる床面積に含めてはならない。

〔同第4号関係〕

「食堂等」に関する規定である。食堂等は、客等が自由に利用することができる構造とし、規則（第3条第1項参照）で定める床面積が確保されていること。なお、食堂等には、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する調理室・配膳室を含むものとする。

また、同条第2項の規定により、面積の算定に当たっては、単なる空き部屋やデットスペース等を当該算定の基となる床面積に含めてはならない。

〔同第5号関係〕

「会議室等」に関する規定である。会議室等は、会議や催物等に使用することができる構造とし、規則（第3条第1項参照）で定める床面積が確保されていること。なお、会議室等には、集会室、大広間又はこれらに類する施設を含むものとする。

また、同条第2項の規定により、面積の算定に当たっては、単なる空き部屋やデットスペース等を当該算定の基となる床面積に含めてはならない。

規 則

(施設の基準)

第3条 条例第3条第1項第3号から第5号までに規定する規則で定める床面積は、別表第1に掲げる収容人員の区分ごとに定めるとおりとする。

別表第1（第3条関係）

収容人員の区分	ロビー等、食堂等及び会議室等のそれぞれの床面積
20人以下	20平方メートル
21人以上30人以下	30平方メートル
31人以上50人以下	40平方メートル
51人以上100人以下	収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値
101人以上	101平方メートル

備考

- 1 収容人員は、20平方メートル未満の客室1室につき1人、20平方メートル以上の客室1室につき2人とする。
- 2 食堂等の床面積は、調理室又は配膳室の床面積を含む。
- 3 客室総数の2分の1以上が和室であるホテル等にあっては、当該食堂等又は会議室等の床面積が、この表で定める食堂等及び会議室等の床面積を合計した数値

以上のときは、当該食堂等又は会議室等を食堂等及び会議室等とみなす。

【解説】

ホテル等の収容人員に応じて、ロビー等、食堂等及び会議室等のそれぞれ必要な床面積を定めている。

ここでの収容人員は、計画上の数ではなく、床面積が 20m^2 未満の客室は1室につき1人、 20m^2 以上の客室は1室につき2人とみなして算定し、その合計の数とする。

(例) 15m^2 50室、 20m^2 20室、 30m^2 20室、計90室の計画の場合

$$(50\text{室} \times 1\text{人}) + (20\text{室} + 20\text{室}) \times 2\text{人} = 130\text{人} \quad \text{収容人員は130人になる。}$$

また、客室総数の $1/2$ 以上が和室の計画の場合の緩和規定として、食堂等と会議室等の床面積の合計が、それぞれの基準値の合計以上であれば、どちらか一方が基準値に達しても支障ないものとする。

(例) 客室数90室（うち50室が和室）、収容人員160人の計画の場合

(食堂等+会議室等) $\geq 101\text{m}^2 \times 2$ あればよい。

たとえば、食堂等 202m^2 、会議室等 0m^2 でも支障ない。

〔同第6号関係〕

「1人用客室」に関する規定である。1人用客室は、床面積 20m^2 （規則第3条第2項より）未満の客室のことをいい、和室を除く客室総数に対し、その $1/2$ 以上を1人用客室としたものとする。

(例) 客室数90室（うち50室が和室）の計画の場合

$(90\text{室} - 50\text{室}) / 2 = 20\text{室}$ 20室以上は1人用客室としなければならない。

なお、全室が和室の場合は、1人用客室を設ける必要はない。

規 則

(施設の基準)

第3条 (略)

2 条例第3条第1項第6号に規定する規則で定める床面積は 20平方メートル とし、同号に規定する規則で定める割合は2分の1とする。

【解説】

「1人用客室」の基準に関する数値を定めている。

〔同第7号関係〕

「トイレ」に関する規定である。トイレは、ロビー等、食堂等、会議室等を設置する階ごとに、かつ男女別々に設置したものとする。

〔同第8号関係〕〔同第9号関係〕

「客室と駐車場の設置位置」に関する規定である。第8号では、客室から廊下等で直接駐

車場に行き来できない構造を、第9号では、客室の出入口から直接駐車場に入り出しきれない構造を示している。

受付及び応対のできる帳場又はフロント等を使用せずに、車庫又は駐車場から出入り等ができない構造であること。

〔同第10号関係〕

「道路からの出入り口（門等）の構造」に関する規定である。道路からの出入り口（門等）は、敷地の外から建物の玄関や駐車場等が見通せる構造であること。

〔同第11号関係〕

「外観」に関する規定である。良好な生活環境を害する恐れのない外観とは、大和市景観計画及び大和市景観条例（平成20年3月28日条例第13号）に基づく景観形成方針に則したものと言う。

〔同第12号関係〕

「客室の仕様等」に関する規定である。客室の仕様等は、必要以上に装飾しておらず、通常使用するに足る設備とすること。

〔第2項関係〕

第3号から第5号までに掲げる施設に係る床面積の算定に当たっては、当該用途・収容人員にふさわしい内装・仕上げの計画となつていなければならず、単なる空き部屋等を算定の基となる床面積に含めてはならない。

（規制区域）

第4条 ラブホテルは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域との境界から150メートル以内の区域並びに別表に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域を除く。）以外の地域において建築してはならない。

別表（第4条関係）

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第82条の2及び第83条第1項に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及び大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）に規定する児童館
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2に規定する病院及び診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）

- (6) 大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）に規定するコミュニティセンター
- (7) 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）に規定する生涯学習センター
- (8) 大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）に規定するスポーツ施設

【趣旨】

第4条は、ラブホテルの立地を禁止する区域を定めている。

【解説】

ラブホテルは、周辺の良好な生活環境への影響や、青少年の健全な育成のための教育環境への影響を配慮し、商業地域以外の地域においては建築してはならないこととしている。

また、商業地域であっても、次に掲げる区域には建築してはならない。

- ・現在指定されている用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域との境界から150m以内の区域
- ・別表に掲げる施設（学校、児童館、図書館、都市公園、病院、診療所、コミュニティセンター、学習センター、スポーツ施設等）の敷地の周囲から200m以内の区域

(届出等)

第5条 ホテル等を建築しようとする者は、次の各号に掲げる行為を行う前に、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 都市計画法第29条の規定による開発行為の許可申請
- (2) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認の申請

2 前項の規定による届出に係る承認がなければ、同項各号に規定する申請をしてはならない。

【趣旨】

第5条は、ホテル等を建築しようとする場合の届出等に関する手続きを定めている。

【解説】

〔第1項関係〕

ホテル等を建築しようとする場合は、都市計画法の規定に基づく開発許可申請、または建築基準法の規定に基づく建築確認申請を行う前に、市に届け出なければならない。

なお、増築及び改築（規則で定めるものを除く）、大規模の修繕、大規模の模様替、用途の変更等をしようとする場合も、建築確認申請が必要な行為については、市に届け出る必要がある。

届出にあたっては、規則に定める「ホテル等建築計画届出書」（第1号様式）に、審査に必要な図書として、別表第2に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書を添えて、正本、副本それぞれ1部を市に提出するものとする。

規 則

(届出)

第4条 条例第5条の規定による届出をしようとする者は、ホテル等建築計画届出書（第1号様式）の正本及び副本に別表第2に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

別表第2（第4条関係）

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位並びに届出敷地の周囲250mの区域内に存する建築物及び公共施設の位置（縮尺1/2500以上）
配置図	方位、敷地の境界線、敷地内に置ける建築物、屋外広告物、駐車場の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに塀の位置、構造及び高さ（縮尺1/200以上）
各階平面図	方位、間取り、客室の用途及び面積、客室の浴槽及び寝具類の寸法及び位置、壁の材質、開口部、屋外階段、屋内階段、玄関、帳場、ロビー、廊下、各室の出入り口、車庫等（縮尺1/200以上）
四面の立面	開口部、広告物及び屋外照明設備の設置箇所並びに外壁の材質、色彩、形状及び寸法（縮尺1/200以上）
完成予想図	建築物、広告物及び屋外照明設備を彩色したもの
室内展開図	フロント又は帳場並びに客室の材質、色彩、形状、寸法及び設備（縮尺1/100以上）
公図の写	届出敷地及び隣接地
建築主（営業者）の営業方針	届出に係るホテル等の営業方針

【解説】

届出に必要な書類について定めている。

〔第2項関係〕

届出者は、第1項の届出の内容に関して市の承認を受けた後でなければ、ホテル等の建築に係る開発許可申請及び建築確認申請を行うことができない。

市は、この承認にあたっては、大和市ホテル等建築審議会規則（昭和62年規則第35号）に規定する大和市ホテル等建築審議会に意見を聞いた上でその可否について判断するものとし、その結果については、規則に定める「審査通知書」（第2号様式）により、届出者に通知することとしている。

規 則

(通知)

第5条 条例第5条第2項に規定する承認の可否は、審査通知書（第2号様式）により通知するものとする。

【解説】

市の承認の結果について、その通知方法について定めている。

(計画の公開)

第6条 ホテル等を建築しようとする者は、前条の規定による届出後速やかに当該建築の計画の概要を記載した標識を当該建築物の敷地内で公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 当該建築物の敷地の周辺地域の住民等から説明等を求められたときは、説明会等の方法によりこれに応じなければならない。

【趣旨】

第6条は、事業者の責務として、標識設置、説明会等など、周辺地域の住民等への計画の公開に関して定めている。

【解説】

〔第1項関係〕

事業者は、市への届出後速やかに、当該建築計画の内容について周辺地域の住民等に対し周知を図るため、規則で定める「標識」（第3号様式）を敷地内の見やすい場所に設置しなければならない。

なお、標識については、記載事項が不鮮明にならないように管理し、風雨等により容易に破損、倒壊しない材質のもので、敷地の規模等に応じた数、配置することが望ましい。

事業者は、当該標識を設置後速やかに、設置状況等の写真を市に提出しなければならない。

また、標識の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに必要な訂正を行い、市に報告しなければならない。

規 則

(標識の設置)

第6条 条例第6条第1項に規定する標識は、ホテル等建築計画概要標識（第3号様式）とする。

2 標識の設置者は、当該標識を設置後その現況写真を市長に提出しなければならない。

3 標識の設置者は、当該標識の記載事項に変更を生じたときは、直ちに必要な訂正をしなければならない。

【解説】

標識の設置に関する規定を定めている。

〔第2項関係〕

事業者は、当該事業を行われることによって直接的に影響を受ける周辺地域の住民等から説明等を求められたときは、説明会等により、事業内容の説明や住民等からの意見の収集を行うなど、その対応に努めなければならない。

なお、この住民等への説明等は、当該事業により周辺環境に与える影響を最大限に考慮し説明責任を課したもので、当該事業に対する住民等の同意を義務付けるものではない。したがって、住民等は、本条の規定を根拠に当該事業の停止、中止、取下げ等を行わせができるものではない。

事業者は、説明会等を行った場合は、その内容について、その都度、議事録等により市に報告しなければならない。

規則

(説明会等の報告)

第7条 建築主は、条例第6条第2項の規定による説明会等を行ったときは、その旨を市長に報告しなければならない。

【解説】

説明会等の実施について、市への報告義務を定めている。

(指導及び勧告)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により届出を行った建築主に対して、当該届出に係る建築について必要な指導又は勧告を行うことができる。

【趣旨】

第7条は、届出の内容に対する市の指導や勧告の措置に関して定めている。

【解説】

市は、届出を行った事業者に対して、周辺地域との調和を図るよう措置を講ずる必要があると判断される場合には、必要な指導を行うとともに、その指導に従わなかつた場合には、是正措置等に係る勧告を行うことができることとしている。

(中止命令等)

第8条 市長は、第5条の規定に違反し、又は虚偽の届出をして建築し、又は建築しようとする者に対し、当該建築工事の中止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築工

事の変更を命ずることができる。

【趣旨】

第8条は、違反行為等に対する工事中止の命令等に関する規定を定めている。

【解説】

市は、事業者が、第5条の規定による届出をしないで、又は実際の工事内容と虚偽の内容の届出により、建築工事に着手、又は着手しようとする違反行為が判明した場合は、その事業者に対し、当該建築工事の中止、又は相当の猶予期限を付けて当該建築工事を届出の内容通りに変更、もしくは届出の内容を基準に適合するものに変更することを命ずることとしている。

本条に規定する命令は、大和市行政手続条例（平成9年3月28日条例第2号）に規定する不利益処分に該当するため、命令を発する前には、当該不利益処分の名宛人に対して弁明の機会を付与するものとする。

なお、違反者が本条の命令に従わなかったときには、第9条に規定する公表を行うとともに、第11条に規定する罰則が適用されることもある。

市は、当該違反行為に係る工事の中止、又は工事の変更を命ずるにあたっては、規則に定める「命令書」（第4号様式）により、違反者に通告するものとする。

規 則

（命令書）

第8条 条例第8条の規定による中止又は変更の命令は、命令書（第4号様式）により行うものとする。

【解説】

違反行為に対する市の命令の方法について定めている。

（公表）

第9条 市長は、前条の規定による中止命令等を受けた者が当該命令に従わないときは、当該事実を公表することができる。

【趣旨】

第9条は、第8条に規定する命令に従わない場合の公表について定めている。

【解説】

違反者が第8条の規定による命令を市から受けたにもかかわらず、その命令に従わない場合には、違反者にその事実及び是正義務を認識させるとともに、当該違反行為を行った事実を広く市民に知らしめることを目的に、市は掲示場やホームページを活用し、規則第9条に規定する事項（違反した者の氏名、住所、違反の事実等）を公表できることとしている。

規 則

(公表の方法等)

第9条 条例第9条の規定による公表は、大和市掲示場に掲示するほか、その他適當と認められる方法により行うものとする。

2 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 違反の事実
- (3) その他市長が必要と認める事実

【解説】

違反行為に関する公表の方法等について定めている。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に建築中若しくは建築後の建築物又は敷地に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

【趣旨】

第10条は、建築敷地への職員の立入調査について定めている。

【解説】

第7条の規定による指導や勧告及び第8条の規定による中止命令等に従わない場合のみならず、当該事業の実態を把握するために、必要に応じ職員による立入調査を可能とする旨を規定することで、条例の実効性を担保するものである。

職員は、立入調査をする場合は必ず規則に規定する身分証明書を携帯しなければならず、現場で立会人等から身分証明書の提示の請求があった場合は、これに応えなければならない。

規 則

(身分証明書)

第10条 条例第10条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（第5号様式）とする。

【解説】

立入のために職員が携帯する身分証明書について定めている。

(罰則)

第11条 第8条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

2 次の各号の1に該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 前条の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

【趣旨】

第11条は、違反者に対する罰則規定について定めている。

【解説】

地方自治法（昭和22年法律第67号）において、条例で義務を課し又は権利を制限すること（第14条第2項）が可能であり、条例中に罰則を設けること（第14条第3項）が認められている。ただし、同様の違反行為に対する罰則との比例原則より、都市計画法や他市における同様多種の条例との均衡を図るとともに、条例の実効性を確保することを目的に、当該罰則規定を設けるものである。

- ・命令に違反した者 … 6月以下の懲役又は100,000円以下の罰金
- ・届出をせず又は虚偽の届出をした者 … 20,000円以下の罰金
- ・立入調査を正当な理由なく忌避等した者 … 20,000円以下の罰金

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

【趣旨】

第12条は、違反行為に関する両罰規定について定めている。

【解説】

条例に違反する行為については、その行為を行うものが個人である場合においては、当該個人の意思ではなく、その所属する組織の命令に基づき行う場合など、その性質上、当該個人を罰するだけでは条例の実効性が確保できない場合がある。そのため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は自然人に対しても刑罰を科するものとするものである。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

第13条は、本条例の施行に関する委任事項について定めている。

【解説】

本条例における個別の規則委任規定のほか、条例全般にわたり条例の施行に際しての詳細事項を、規則に委任することを規定している。

なお、規則においてどのような事項でも定められるものではなく、地方自治法第15条第1項の規定に基づき、本条例の趣旨を踏まえた範囲内で、市長により一定の規則を定めることを可能としている。

規 則

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

【解説】

条例の委任事項と同様に、この条例の施行に際し必要な内容を、運用基準等を規則とは別に定めることを可能としている。